

※受付番号No.

# 木造建築物の組立て等 作業主任者技能講習受講申込書

写真  
 (3.0×2.5cm)  
 (6ヶ月以内撮影)  
 1枚を  
 添付のこと

フリガナ				旧姓・通称 併記希望の有無	フリガナ		
氏名				有・無	旧姓・通称 併記希望者のみ		
生年月日	年 月 日			性別	男・女		
住所	(電話 - - - ) 〒 -					郵便番号	
受講資格要件の 作業経験年数	年 月 より 年 月 まで ( 年 ヶ月)						
所属	事業所名			電話			
所属	所在地			〒		建災防山口県支部加入の有無 会員 非会員	
事業主証明又は 所属長証明 ※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 事業所所在地 役職名・代表者氏名 <span style="float: right;">印</span>						
講習の一部免除 希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。			※確認印	

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申込者 (受講者本人)	
----------------	--

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き訂正すること。（修正液等使用不可）作業経験の訂正是証明印による訂正印を押印すること。  
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・住民票等）の原本及びその写しを持参下さい。修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサンガラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けないこと)。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試験成績表					※合否の別	※ 修了証番号	第 号
専門	一般	教育	法令	計			
					合・否	※ 修了証 交付年月日	年 月 日

講習名	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
-----	---------------------

必要な作業	労働安全衛生法により、軒の高さが 5 メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業は、都道府県労働局長の登録教習機関の行う技能講習を修了した作業主任者（法第 14 条、政令第 6 条 15 の 3 の作業）を選任しその者の指揮によらなければ作業ができないことになります。
-------	---

受講対象者	<p>下記のいずれかに該当する方</p> <p>1. 木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業に 3 年以上従事した経験を有する者。</p> <p>2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者。</p> <p>注) 上記の経験には、満 18 歳未満の期間は入りません（年少者規則 8 条）</p> <p>3. その他厚生労働大臣が定める者。</p>
-------	--

#### 講習科目の範囲及び時間

講習科目	範囲	講習時間
木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識	軸組み、小屋組み、床組み、枠組壁等の主要構造部分の工法 屋根及び外壁下地の工法 繰手及び仕口の工法 建て方作業の方法及び順序 軸組み等の補強方法	7 時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 服装及び保護具	3 時間
作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）中の関係条項	1.5 時間

#### 講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>1. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>2. 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>3. 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>4. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</p>	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識
<p>1. 技能講習規程第 1 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる者</p> <p>2. 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧能開法第 27 条第 1 項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第 10 条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第 8 条第 1 項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあっては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあっては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）</p> <p>3. 職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）別表第 1 に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者</p>	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識
職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識